



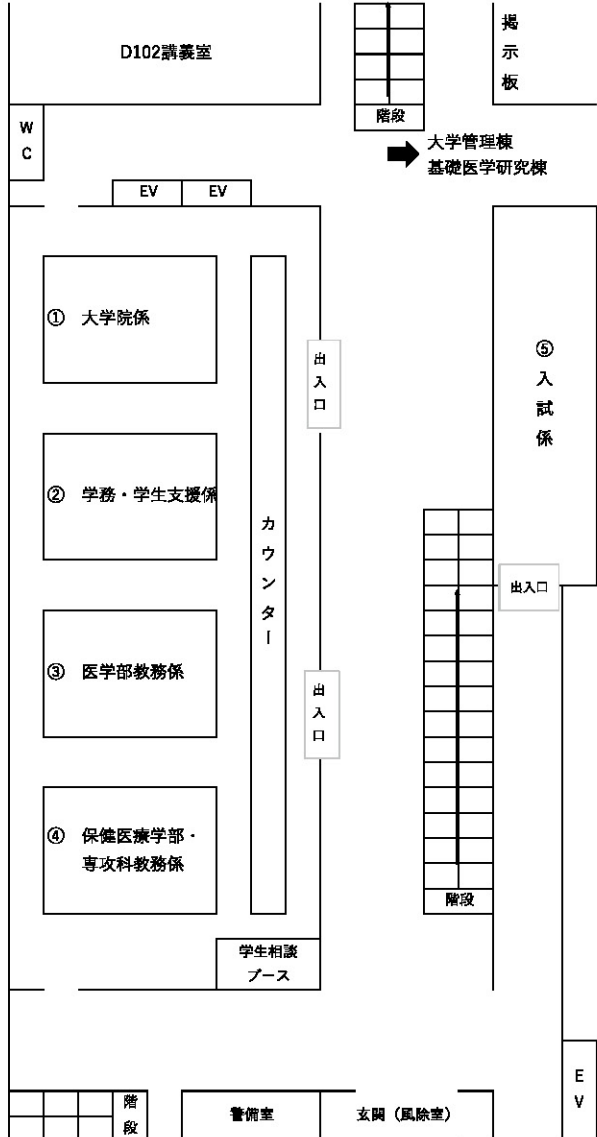
**札幌医科大学
学生支援ハンドブック**

2024

札幌医科大学学生委員会

教育研究棟 1階学務課窓口(カウンター)のご案内

- ① 大学院係
【大学院生】
・各種証明書の発行
・授業に関すること
- ② 学務・学生支援係
【学部生・大学院生・専攻科生】
・授業料に関すること
・奨学金に関すること
・学生証に関すること
・健康診断・ワクチン接種に関すること
・学生保険に関すること
・学割・実習定期券に関すること
・体育館やサークル等の使用に関すること
- ③ 医学部教務係
【医学部生】
・各種証明書の発行
・授業、成績に関すること
・実習、病院見学に関すること
・履修登録に関すること
・欠席届に関すること
・講義室使用に関すること
・国家試験に関すること
- ④ 保健医療学部・専攻科教務係
【保健医療学部生・専攻科生】
・各種証明書の発行
・授業、成績に関すること
・履修登録に関すること
・欠席届に関すること
・講義室使用に関すること
・国家試験に関すること
- ⑤ 入試係
【学部生】
・学部入試の成績開示に関すること
・入試広報に関すること



学生の行動規範

1. 札幌医科大学の建学の精神と教育ポリシーを理解し、学内の諸規則を遵守する。
2. 学部、学科、研究科及び専攻科ごとに策定されたディプロマ・ポリシーに求められている知識と能力の修得に努力する。
3. 社会の一員として、他者の人権、人格、個性を尊重し、差別やハラスメントにつながる言動を行わない。
4. 患者、臨床実習に関わる全ての人々並びに大学に所属する全ての学生、教職員に関する個人情報の保護と守秘義務の履行を徹底し、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを含めた情報発信などの情報管理に細心の注意を払う。
5. 本学における学習並びに研究活動は社会からの負託を受けていることを理解して学習や研究に努めるとともに、正課外活動などを通して学生としての地域社会貢献並びに国際社会貢献に努力する。

目 次

I	全学共通の相談窓口	1
II	医学部学生の相談窓口	1
III	保健医療学部学生の相談窓口	4
IV	専攻科生の相談窓口	6
V	健康管理について	6
VI	海外への渡航について	11
VII	ハラスメント相談について	12
VIII	災害傷害保険制度・補償制度について	14
IX	授業料の減免および分納	16
X	奨学金・教育資金	17
XI	医学部表彰制度	20
XII	保健医療学部表彰制度	20
	～あなたの周りの様々な危険～	21

- * 飲酒について
- * 薬物乱用について
- * 個人情報の管理について
- * SNSをめぐるトラブルについて
- * カルトについて
- * 悪徳商法について
- * 闇バイトについて
- * 交通事故について（事故にあった場合、事故を起こした場合）
- * 学生の事故発生時対応

I 全学共通の相談窓口

【学生部】

代表番号 011-611-2111

氏名	所属	内線
舩森 直哉 教授	学生部長 泌尿器科学講座	34800
渡邊 耕太 教授	学生部副部長 保健医療学部理学療法第二講座	28770

II 医学部学生の相談窓口

医学部では、学生が勉学に対するモチベーションを維持し、大学生活を円滑に進められるように、学生が相談できる窓口（繋がり）として、「学生担当教員」と「学生グループ制」を設けています。

また、専門医資格の取得や大学院進学などを含めた将来のキャリア形成について、医学部学生キャリア形成支援委員会が中心となり、学生をサポートします。

1. 学生担当教員制度（学担制度）について

各学年に医学部学生担当教員（学担）と副学生担当教員（副学担）を配置し、各学生の生活面・学修面の支援を行います。学担・副学担は皆さんにとって最も身近な教員であり、学修上の指導や助言はもちろん、個人的な相談も受け付けていますので、遠慮なく尋ねてください。

学 年	学担等	講 座	氏 名	内 線
1 学年	学 担	解剖学第二講座	教 授 永石 歓和	(26400)
	副学担	解剖学第二講座	講 師 齋藤 悠城	(26450)
		医療人育成センター物理学	講 師 高塚 伸太郎	(26010)
2 学年	学 担	薬理学講座	教 授 久野 篤史	(27200)
	副学担	薬理学講座	助 教 細田 隆介	(27240)
3 学年	学 担	整形外科科学講座	教 授 寺本 篤史	(33400)
	副学担	整形外科科学講座	准教授 江森 誠人	(33330)
4 学年	学 担	神経内科学講座	教 授 久原 真	(38200)
	副学担	神経内科学講座	講 師 鈴木 秀一郎	(38210)
5 学年	学 担	循環器・腎臓・ 代謝内分泌内科学講座	教 授 古橋 真人	(32300)
	副学担	循環器・腎臓・ 代謝内分泌内科学講座	准教授 矢野 俊之	(32810)
6 学年	学 担	皮膚科学講座	教 授 宇原 久	(34600)
	副学担	皮膚科学講座	准教授 肥田 時征	(34550)

2. 学生グループ制

1～6 学年学生（各学年 2～3 名ずつ）約 12 名の学生グループに、担当教員（2 名：助教以上の本学教員）を配置し、学生の皆さんの主体的な活動を中心に、担当教員はもとより学生同士の先輩・後輩との関係を通じて、学生の悩みに対応したり、将来に対するアドバイスを行うなど、大学生活全般を支援する制度です。

5 月頃に第 4 学年が調整役（リーダー）となり日時を決定し、グループ学生と担当教員が一同に会するキックオフ Meeting（面談）を実施します。

3. 医学部学生キャリア形成支援

一般入試と推薦入試の「先進研修連携枠（ATOP-M）」及び推薦入試「特別枠」で入学した学生は、卒業後、それぞれ一定期間、必修プログラムに従事します。冊子「札幌医科大学：北海道の医療を担う医師育成プログラム」に医学部各講座・診療科の先進研修連携枠（ATOP-M）向けのモデルプログラムと知事指定医療機関に勤務する特別枠向けのモデルプログラムが記載されています。

また、医学部学生キャリア形成支援委員会では、学年、入試枠ごとにキャリア説明会等を開催しています。キャリアパス、先輩方の経験など今後のキャリアパスを考えるうえで参考となりますので、参加してください。なお、臨床研修センター、学生担当教員及び学生部が卒後キャリア形成に関する相談窓口となりますので、気軽に相談してください。

【臨床研修・医師キャリア支援センター】

メールアドレス kenshu@sapmed.ac.jp
内線 31280

（臨床研修・医師キャリア支援センター代表）

【学生部】

学生部長も相談を受け付けます。

【学生担当教員】

各学年の学生担当教員も相談を受け付けます。

【学務課】

相談があった場合、関係教員に繋がります。
メールアドレス mkyoumu@sapmed.ac.jp
内線 21860

Ⅲ 保健医療学部学生の相談窓口

1. 学生担当教員制度（学担制度）について

- 学担制度とは、保健医療学部に在籍する学生の学修・生活等に関する指導・助言・確認等を行うことで、学生の修学をサポートするためのものです。
- 学生担当教員（学担）は学修及び学生生活に関する業務の企画・調整・運営を行います。
- 副学生担当教員（副学担）は、学科・学年ごとのクラスを受け持ち、個別に指導・助言する役割を有します。
- 看護学科においては1学年に2名、理学療法学科・作業療法学科においては1学年に1名の教員が担当します。学科によっては副学担を補佐する教員（副学担補佐）が充てられる場合もあります。

2. 副学担の行う指導・助言について

学生は、副学担から以下の指導・助言を受けることができます。
また、下記以外のことでも適宜相談に応じます。

1) 学修支援に関して

履修指導及び履修状況について

授業等への出席状況、学修状況について

学修成果について

その他、学修に係わる事項について

2) 生活支援に関して

日常の心身の健康管理について

感染症に関する健康管理について

奨学金や修学資金の情報について

就職、進学等進路について

各種相談に関する情報提供について

その他、生活に係わる事項について

3. 副学担との関わりについて

- ・ 学生は、学修・生活面に関して報告・相談等がある場合は、適宜、副学担に連絡をとってください。
- ・ 学生は、連絡先など必要な情報を副学担に提供してください。副学担は必要が生じた場合、電話やメールにより学生へ連絡することがあります。
- ・ 副学担は職務上、学生の個人情報に関わりますが、学生指導に必要な範囲内で取り扱い、他に情報が漏れることはありません。

○学生担当教員

代表番号 011-611-2111 ※下表()は内線

	看護学科	理学療法学科	作業療法学科
	教授 澤田 いずみ (28610)	教授 菅原 和広 (28730)	教授 太田 久晶 (28450)

○副学生担当教員

学年	看護学科	理学療法学科	作業療法学科
第1学年	教授 丹野 雅也 (28520)	准教授 岩本 えりか (29780)	講師 横山 和樹 (28870)
	准教授 木島 輝美 (28530)	(副学担補佐) 助教 青木 信裕 (29170)	(副学担補佐) 助手 早崎 涼太 (29810)
第2学年	教授 秋原 志穂 (28430)	講師 戸田 創 (29210)	准教授 中村 裕二 (28820)
	講師 浅利 剛史 (29540)	(副学担補佐) 助教 田代 英之 (29200)	(副学担補佐) 助手 早崎 涼太 (29810)
第3学年	教授 水口 徹 (29460)	准教授 井平 光 (28720)	准教授 中島 そのみ (28810)
	准教授 宇野 智子 (29460)	(副学担補佐) 講師 佐々木 健史 (28710)	(副学担補佐) 助教 齊藤 秀和 (29810)
第4学年	教授 堀口 雅美 (28550)	准教授 山田 崇史 (28760)	教授 太田 久晶 (28450)
	講師 田口 裕紀子 (28590)	(副学担補佐) 助教 根木 亨 (29150)	(副学担補佐) 助教 齊藤 秀和 (29810)

Ⅳ 専攻科生の相談窓口

専攻科においては、学生担当教員・副学生担当教員をはじめとする教員全員が、学生の相談等に応じる体制を整えています。

臨床実習等の学修活動における悩みや不安、今後のキャリア形成に関する相談をはじめ、学生生活において困っていることがあれば、いつでも声をかけてください。

公衆衛生看護学専攻教員	内線	部屋	助産学専攻教員	内線	部屋
平野美千代 教授（学担）	28620	E104	正岡 絳子 教授（学担）	28510	E310
山本 武志 准教授	28630	E311	林 佳子 講師（副学担）	23140	E308
青柳 道子 准教授	28580	E107	前田 尚美 講師	29450	E313
青木亜砂子 講師（副学担）	23150	E103	植木 瞳 講師	28600	E303
深川 周平 講師	28670	E111	白井 紀子 講師	28690	E114
村川 奨 助教	28500	E113	久野 芳佳 助教	28570	E205
阿部 弥喜 助手	29660	E105	中村彩希子 助教	28570	E205
			竹内彩弥香 助手	29640	E307

Ⅴ 健康管理について

本学には学生の健康管理を担当する保健管理センターがあり、皆さんの大学生活を健康面からサポートしています。

医師、保健師、看護師、相談員（公認心理師）で構成され、それぞれの専門性を活かしながら、皆さんの健康に関する業務の実施や相談に対応しています。

保健管理センターには「保健室」と「相談室」があります。

1. 保健室について

体調不良やケガなどに対し、保健師、看護師を窓口として保健管理センター医師や学校医による応急対応を実施します。健康面に関する心配事にも随時相談に応じ、必要な場合は学校医におつなぎします。

利用時間	月～金曜日（平日）	9：00～17：00
場 所	教育研究棟3階 C311	
電 話	011-611-2111	内線 22050・22051
M A I L	hokekan@sapmed.ac.jp	・22052

2. 相談室について

学生生活を送る上で悩むことが出てきた場合、気持ちが辛い場合、誰かに話を聴いてほしい場合は、専門の相談員（公認心理師）が傾聴し必要に応じて助言を行います。

一人で悩まずに気軽に相談に来てください。（個人の秘密が漏れるようなことは決してありません。）

なお、対面での相談を希望される場合は事前予約をおすすめします。当日の急な相談の場合は保健管理センターに直接お越しください。相談員が不在の場合は別日をご案内します。また、メールやLINEでの相談も随時お受けしています。

利用時間	月～金曜日（平日）	9：45～18：30
場 所	教育研究棟3階 C312	
電 話	011-611-2111	(LINE) (アクセス)
	内線21890	
M A I L	soudan@sapmed.ac.jp	

3. 感染症の予防について

感染症は自分の健康だけではなく、他者に大きな影響を及ぼします。医学・医療を学ぶ学生は感染症に罹患しないように努めるとともに、罹患した場合は感染を拡大しないように適切な行動をとる必要があります。

1) 抗体検査及び結核検査について

- 入学手続の際に麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎（おたふく）の罹患歴や予防接種歴に関する書類を提出してもらっていますが、各自臨床実習前に確認をしておきましょう。
- 入学後にはこれらの感染症の抗体検査を実施します。
基準に満たない場合は予防接種を実施して臨床実習に備えます。
これらを確実に実施していない場合は実習を履修できないので、各自責任をもって行動しましょう。
- インフルエンザ予防接種を実施していない場合、実習を受け入れられない施設がありますので、接種を推奨しています。

2) 感染症に罹患した場合の対応について

- 学校保健安全法施行規則第18条に定められる感染症に罹患した場合は、19条に示される期間出席停止となります。（次頁参照）
- 感染症が疑われる場合や診断された場合は、速やかに学務課に申し出てください。
- 新型コロナウイルス感染症に関してはP10を確認して下さい。

3) 新型コロナウイルス感染症対策

感染症法上の位置づけが5類に変更後は、濃厚接触者の特定や法律に基づく外出自粛がなくなりましたが、医療機関においては院内への持込・伝播を防ぐために一定の感染対策が継続されています。

附属病院を有する医科大学の学生である皆さんには、医療従事者に準じた健康管理が求められることから、大学における基本的な対策を「新型コロナウイルス感染症対策ハンドブック」にまとめています。

医療従事者の一員であることを認識し、基本的な感染対策を継続しましょう。

新型コロナウイルス
感染症ハンドブックはこちらから⇒



感染症罹患時の報告先：学務課学務・学生支援係

内線21870、E-mail：gakum@sapmed.ac.jp

体調報告などに関すること：保健管理センター

内線22050、22051、22052

E-mail：hokekan@sapmed.ac.jp

4. 定期健康診断について

学校保健安全法に基づき、健康の保持増進を目的に実施しています。健康診断の日程は掲示板や学生サポートシステムなどでお知らせします。自分の健康状態を知るために、毎年必ず健康診断を受診し、医療の専門職を目指すものとして健康管理に努めてください。

感染症の区分と出席停止の期間基準

区分	感染症の分類 (学校保健安全法施行規則第18条)	出席停止期間の基準 (学校保健安全法施行規則第19条)
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、バスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る)、特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう) ※上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん(三日はしか)	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した日から5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症(感染拡大を防ぐために必要と考えられるもの)	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

VI 海外への渡航について

1. 渡航前の注意

海外への渡航を予定している場合には、事前に厚生労働省検疫所 FORTH や外務省海外安全ホームページなどを確認し、危険レベルに応じた対応をしてください。

渡航の際は、外務省から渡航先の安全情報を受信できるよう「たびレジ」への登録を徹底してください。

【厚生労働省検疫所 FORTH】

<https://www.forth.go.jp/index.html>

【外務省海外安全ホームページ】

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

【たびレジ】

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

2. 帰国後の注意

帰国時に熱や咳、下痢などの症状がある場合は、空港等の検疫に申告してください。

Ⅶ ハラスメント相談について

1. ハラスメントに関する苦情相談について

本学には、学生に対するハラスメント防止を目的として、ハラスメント相談制度があります。ハラスメントの被害を受けたときは、ハラスメント相談員に連絡してください。

2. ハラスメントとは？

ハラスメント（Harassment）とはいろいろな場面での『嫌がらせ、いじめ』を言います。その種類は様々ですが、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指し、重大な人権侵害になる可能性があります。

各種ハラスメントの定義は次のとおりです。

セクシュアル・ハラスメント

本人が意図する、しないにかかわらず、相手が不快に思い、相手が自身の尊厳を傷つけられたと感じるような性的発言・行動を指します。

アカデミック・ハラスメント

教育・研究の場における権力を利用した嫌がらせです。教員から学生に向けられるものの他、学生の上下関係（先輩・後輩など）に基づくものがあります。意図した嫌がらせはもちろん意図せずに行った発言・行動も含まれます。

パワーハラスメント

同じ職場などで働く者に対して、業務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるなど、職場環境を悪化させる行為です。学生の間でもサークル活動の中で起こる場合などがあります。

アルコールハラスメント

飲酒の強要、イッキ飲みの強要、意図的な酔いつぶし、酔ったうでの迷惑な発言・行動を指します。

ソーシャルハラスメント

SNSにおいて、組織の上下関係を背景に行なわれる嫌がらせ行為を指します。

ジェンダーハラスメント

女らしさや男らしさというものさしで判断して差別的な言動を浴びせたり、相手を非難したりする行為を指します。

どのように感じ、考えるかは個人によって異なります。

この点を充分認識し、他者への思いやりと配慮をもって行動することが、ハラスメントの防止において最も重要です。

3. ハラスメントに関する苦情相談員

2024年度のハラスメントに関する苦情相談員については、本学HPで確認してください。

(大学ホームページ → 学内専用ページ → 総務課 → 2. ハラスメント相談)

VII 災害傷害保険制度・補償制度について

本学では後援会費により、学生生活に関わる災害事故により傷害を被った場合の治療費や、予期せぬ事故等により損害賠償責任を負った場合の補償、さらに感染事故による治療費を補償する保険・補償制度に加入しています。

1. 学校教育研究災害補償保険制度（全学年の学生が加入）

学生の皆さんが正課中、大学行事中、課外活動中、通学中などの事故により傷害を負った場合の治療費を補償します。定められた期日までに保険会社へ事故通知を行う必要があるため、事故発生後は、速やかに学務課学務・学生支援係へ申し出てください。

支払保険金の種類は以下のとおりです。

- 後遺障害保険金
- 医療保険金（医師の治療を受けた場合）
- 入院加算金

2. 学生総合補償制度・感染事故補償制度

※医学部1～3年生、保健医療学部1年生は全員加入しています。

学生生活・日常生活等の予期せぬ事故により、加害者となった場合の個人賠償責任の補償、臨床実習中の針刺し事故及び感染事故による治療費等の補償を含む制度です。

支払保険金の種類は以下のとおりです。

- 個人賠償責任補償
- 臨床実習中の感染事故・針刺し事故による治療費

3. 臨床実習総合補償制度「Will」

※医学部4～6年生および保健医療学部2～4年生、専攻科生は全員加入しています。

日常生活において加害者となった場合の個人賠償責任補償に加えて、臨床実習中の事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまった場合の賠償責任補償、針刺し事故及び感染事故補償の他、臨床実習中の予期せぬ損害等に対応した補償制度です。支払保険金の種類は以下のとおりです。

- 個人賠償責任補償
- 臨床実習中の感染事故・針刺し等事故補償
- その他、臨床実習中の予期せぬ損害に対する補償

なお、上記3種の保険加入料につきましては、後援会の協力を得ております。ただし、保健医療学部については、「3. 臨床実習総合補償制度Will」の2年次1年間分が自己負担となります。

過年度生については、「2. 学生総合補償制度、感染事故補償制度」と「3. 臨床実習総合補償制度Will」の過年度分が自己負担となります。

後援会未加入の学生には、実費負担いただくこととなります。

Q&A

Q：保険が3種類あるのはなぜですか？

A：学研災は通学時や部活動時のけが、学生総合補償制度・感染事故補償制度は感染事故による治療費等、臨床実習総合補償制度「Will」は臨床実習中の事故等に対応するためです。

保険・補償制度に関するお問合せ先
学務課学務・学生支援係

IX 授業料の減免および分納

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免制度と本学の授業料減免制度の2つがあります。

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免制度では、その期ごとの授業料の全額減免・3分の2減免・3分の1減免の3種類があり、新入生については入学料も同様に減免されます。

また、本学の授業料減免制度では、その期ごとの授業料の全額減免・2分の1減免・3分の1減免の3種類があります。

ただし、両方の授業料減免制度を併用することはできませんので、ご注意ください。

申請時期は学生サポートシステム等でその都度お知らせします。

減免制度と同様に、授業料を分納できる制度があります。申請期間は、授業料減免申請と同じです。

Q&A

Q：大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免制度と本学の授業料減免のどちらに申請すればよろしいでしょうか？

A：日本学生支援機構のHPで給付奨学金の対象となるか確認してください。（<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp>）

対象となる場合は、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免制度に申請し、対象とならない場合は、本学の授業料減免を申請してください。

授業料納入、減免・分納に関するお問合せ先
学務課学務・学生支援係

X 奨学金・教育資金

1. 日本学生支援機構奨学金

○対象 学力基準・家計基準を満たす方。

※採用基準は奨学金種別（給付・第一種・第二種）により異なります。

詳細は、日本学生支援機構ホームページをご参照ください。

○募集時期 4月上旬

○金額

給付奨学金		第一種奨学金（無利子）		第二種奨学金（有利子）
自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	
第Ⅰ区分 29,200円	第Ⅰ区分 66,700円	20,000円、 30,000円、	20,000円、 30,000円、	20,000円～120,000円 までの間で選択。 10,000円単位から 選択可
第Ⅱ区分 19,500円	第Ⅱ区分 44,500円	45,000円 から選択	40,000円、 51,000円 から選択	
第Ⅲ区分 9,800円	第Ⅲ区分 22,300円			

※下線付きの月額、2018年度以降入学者から新たに選択できるようになった貸与月額です。

○その他

給付奨学金の対象となった方は、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免制度の対象となります。

2. 札幌市奨学金

○対象 本人またはその親などが札幌市内に居住しており、所得等の基準を満たす学業成績が優秀で性行が善良である学部生。

○募集時期 4月上旬

○金額 修学資金 月額 6,000円

入学支度資金 14,000円（入学時の1回限り）

3. 札幌医科大学小野和子奨学金

(本学医学部卒業生からの寄附金を財源として創設した、本学独自の奨学金制度)

○対象 前期又は後期の授業料減免対象者

※新規採用は5名以内

○募集時期 9月下旬

○金額 年額 60万円(10月末に年額一括貸与、無利子)

○その他 卒業後5年以内に年賦により返還

4. 北海道看護職員養成確保修学資金

○対象 将来道内の指定市町村に所在する病院・訪問看護事業所等で看護業務、助産師業務または保健師業務に従事しようとするもの

○募集時期 5月上旬

○金額 一般修学資金 月額 36,000円

特別修学資金 月額 20,000円

5. その他の奨学金、金融機関による教育資金

上記の他にも、国や地方公共団体、民間団体などの奨学金制度があります。大学に募集通知のあったものは、学務課学務・学生支援係の窓口で自由に閲覧できます。

また、教育ローンや、日本政策金融公庫が実施する「国の教育ローン」の紹介など、金融機関と連携して皆さんの教育・生活をサポートしています。

Q&A

Q：年度の途中で奨学金の申込みをすることは可能ですか？

A：日本学生支援機構奨学金のみ、年度途中に二次募集を行うことができますが、原則は年1回に募集となります。申請時期を逃さないように注意してください。また、家計急変により緊急に奨学金が必要となった場合には、日本学生支援機構奨学金の給付奨学金（家計急変）、貸与奨学金緊急採用（第一種）・応急採用（第二種）の制度を利用できます。

Q：住所、貸与月額等を変更したいときはどうしたら良いですか？

A：各種変更届の用紙を学務課学務・学生支援係で配布しています。書類を受け取り、必要事項を記入の上、提出してください。

Q：市や団体等の奨学金に申し込む際の推薦書は学務課で書いてもらえますか？

A：所見の記入は、各自で学生担当教員（学担）の先生に依頼をしてください。

学長・学部長印での証明が必要な場合は、学務課学務・学生支援係で対応します。

Q：給付奨学金と本学独自減免の両方とも基準を満たしていると思うのですが、どちらに申請すれば良いですか。

A 両方の基準を満たしている場合は、給付奨学金への申請をお願いします。あらかじめ日本学生支援機構の進学資金シミュレーターを活用し、自身が給付奨学金の申込基準を満たしているか確認した上で、期日までに必要な制度に申請してください。

（日本学生支援機構進学資金シミュレーター HP）

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/document/shogakukin-simulator.html>

奨学金・教育資金に関するお問合せ先
学務課学務・学生支援係

XI 医学部表彰制度

大野賞

故大野精七名誉学長のご遺族から、本学の医学教育の振興に奇与することを目的として寄せられた基金をもとに制定されました。医学部を卒業する者のうち、人物、学業が優秀で他の模範となる者を選考し、卒業式の席上で表彰します。

XII 保健医療学部表彰制度

○卒業する者のうち、学業成績及び人物が優秀で他の範となる者

- ・ 最優秀者（看護学賞・理学療法学賞・作業療法学賞の受賞者各1名）、優秀者（各学科1名）

○2学年を修了した者のうち、学業成績及び人物が優秀で他の範となる者

- ・ 最優秀者（各学科1名）、優秀者（各学科1名）

○課外活動において特に優秀な成績を収め、本学部の名誉を高めたと認められる者

○社会活動において顕著な功績により社会的に高い評価を受け、本学部の名誉を高めたと認められる者

○特に他の模範とするに足る行為、又は善行があったと認められる者

～あなたの周りの様々な危険～

学生生活には、さまざまな危険や事故の可能性が潜んでいます。各自、事故が起こらないようにすることが大切です。

札幌医科大学の学生としての自覚を持ち、責任ある行動を心がけましょう。

○飲酒について

飲酒にまつわる事件・事故が後を絶ちません。本学においても学生の処分の多くが飲酒に関連するものです。

20歳未満の者が飲酒をしないことはもちろん、飲酒の強要、一気飲みは絶対にやめてください。

お酒は個人の体質によって「飲める人」「飲めない人」がいます。保健管理センターでは、アルコールに対する自分の体質を知るために「アルコールパッチテスト」を行っています。

○薬物乱用について

覚せい剤、大麻、コカイン、シンナー、LSD、MDMA、危険ドラッグなどの薬物乱用は、知覚障害、幻覚、錯乱等の症状を起こし、心も体もボロボロにしてしまうだけでなく、犯罪や事故の原因となります。また、市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）も同様です。

薬物の誘惑は皆さんの身近にあります。もし誘われても、きっぱり断り、興味本位、遊び半分で使用するのは絶対にやめてください。

○個人情報の管理について

防犯の鉄則は、自分に関する情報を不特定多数の人に知られないことです。例えば住所、電話番号、メールアドレス、金融機関の口座番号、クレジットカードの番号などです。また、写真と住所が掲載されている学生証についても、紛失しないよう自己管理を徹底してください。

さらに、友人など他人の個人情報を勝手に第三者に教えてはいけません。教える場合は、必ず本人の許可が必要です。個人情報が振り込め詐欺などに悪用されるなど、第三者が思わぬところで犯罪に巻き込まれる可能性があります。

また、実習で知り得た個人情報の扱いに注意してください。診療録自体だけでなく、患者の情報を記載したメモや、学内システムを利用するためのIDやパスワードなども、紛失が個人情報の漏洩につながる恐れがあります。これらの紛失は学生委員会等での処分対象となります。過去には、厳しい処分が科されていますので、細心の注意を払って管理し、取り扱うようにしてください。

OSNSをめぐるトラブルについて

近年、スマートフォンの普及に伴い、インターネットでのコミュニケーションの手段として、Facebook、Twitter、LINE、Instagram など、SNSを多くの人が利用し活用しています。

SNSは、気軽に情報発信やコミュニケーションをとることができ、人と繋がりやすい利便性を有しています。一方、不特定多数の人に個人情報が流出したり、不用意な発言などによって思わぬ事態を招くリスクがあり、その結果、ハッシングなど社会的制裁や法的な処罰を受けることもあります。

本学では、「札幌医科大学学生の懲戒等に関する規程」にお

いて、SNSへの不適切な書き込みや投稿等を懲戒処分の対象としていますが、最近、SNSに関連した不適切な行為により処分が科される事例が増えているところです。

安易な書き込みがプライバシーの侵害や誹謗中傷となり、犯罪につながる可能性もあります。

利用にあたっては、自分自身あるいは第三者に関連ある事柄の投稿、送受信メール内容、面談記録などの無断投稿がどのような結果を招くかを慎重に考え、マナーやルールを守り責任のある行動をしてください。

また、自身の個人情報はもちろんのこと、第三者の個人情報も流出しないよう個人情報の管理についても徹底してください。

本学では、附属情報センターにて、学内者向けセキュリティ講習を実施しています。SNSに対する正しい取り扱い方法を学ぶためにも、下記URLを参照してください。

(URL: <https://sapmed-inf.sapmed.ac.jp/secure/index.html>)

※学内からしかアクセス出来ません。

※SAINSによる認証があります。

○カルトについて

マインドコントロールにより個人の思考や行動を操るなど、破壊的活動や反社会的活動を行う「カルト」と呼ばれる団体が、全国の大学、街頭、SNSなどで学生の勧誘活動を行っています。

カルト団体は、サークル活動や勉強会、自己啓発セミナーなどを装って学生を勧誘し、巧妙に悪質な活動に誘導します。一度入会すると脱会は難しく、学業に支障が生じるだけでなく、卒業後も将来にわたり、精神的・身体的・経済的に深刻な被害を受ける恐れがあります。決して誘いにはのらないようにしてください。

○悪徳商法について

キャッチセールス、当選通知や来場特典などで呼び出し、高額商品の契約を迫るアポイント商法、書面やメールにより、心当たりのない支払いを求められる架空請求、マルチ商法など、学生はさまざまな悪徳商法の標的です。

安易に受け答えしてしまうと、法的な責任を負わされるおそれがあります。被害に遭わないためには、購入の意志が無いものはきっぱり断る、プライバシーは明かさない、サイン・押印はうかつにしないことが大切です。

※不本意な契約をしてしまい、契約を解約したい場合、一定期間内（8日又は20日）ならば、クーリング・オフができます。詳しくは下記相談窓口まで。

- | | |
|---------------|----------------------------|
| ●札幌市消費者センター | ☎011-728-2121 |
| ●北海道立消費生活センター | ☎050-7505-0999 |
| ●訪問販売ホットライン | ☎0120-513-506（すべて土・日・祝を除く） |

○闇バイトについて

「闇バイト」は犯罪です。SNSやインターネット上には、仕事の内容を明らかにせず、短時間で高収入が得られるなどという甘い言葉を巧みに使用し、一見すると好条件に見える求人情報が掲載されています。一度加担してしまうと簡単には抜け出せず、将来待ち受けているのは重い刑罰のみです。家族や友人をトラブルに巻き込むことにもなります。

誤って申し込んでしまった場合、直ちに警察署の相談ダイヤル（#9110）又は最寄りの警察署に相談してください。必要に応じて学務課でも相談を受けますので遠慮なく申し出てください。

○交通事故について

いくら注意を払っていたとしても交通事故の予測は困難です。通学時や課外活動中のみならず、大学の構内においても、過去に遊歩道で自転車と歩行者の接触事故が発生しています。被害・加害のいずれにおいても、怪我により後遺症が残る場合や多額の賠償金の支払いが必要となるなど、大きなリスクがあります。社会人として道路交通法を遵守することはもとより、将来、医療に携わる人間として最新の注意を払うとともに、いざという時には適切な行動・対応ができるよう努めてください。

交通事故にあった場合（被害者）

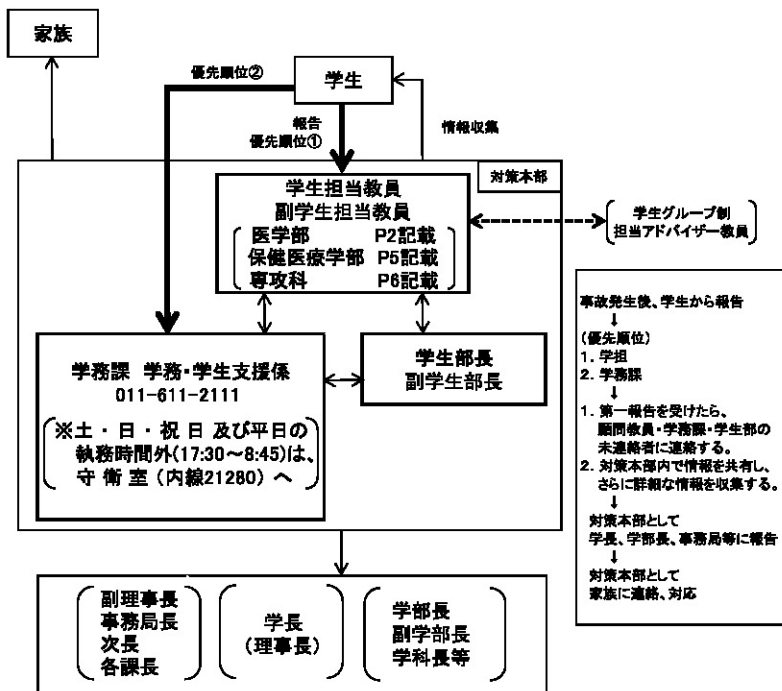
- ・警察（☎110）に連絡する。
- ・加害者の氏名、住所、連絡先、免許証番号、勤務先等を記録する。
- ・目撃者の氏名、住所、連絡先、事故現場の状況等を記録する。
- ・医療機関を受診する。
- ・交通事故証明書の交付を受ける。

交通事故を起こした場合（加害者）

- ・交通事故を起こした場合には、刑事上、行政上、民事上の責任が発生します。加害者は、道路交通法により警察への報告義務があり、違反した場合は3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処されます。
- ・負傷者がいる場合、被害状況を確認し、負傷者の救護を行うとともに、救急車（☎119）を呼ぶ。
- ・警察に連絡後、保険会社にも連絡する。
- ・被害者に対して誠実に対応する。

○事故等に関係した場合は、直ちに大学へ連絡を入れてください。
 正課中、課外活動中はもちろんのこと、私事旅行や個人での生活
時間内においても、事故等に関係した場合は、被害・加害の別を
 問わず、事故の状況等を大学に連絡してください。

学生の事故発生時対応



発行：札幌医科大学学生委員会

～「学生支援ハンドブック」に関するお問合せ～

札幌医科大学事務局学務課

学務・学生支援係（内線21820）

Sapporo
Medical
University

